

(抄訳)

AIG は米国政府への返済計画を実行

ニューヨーク連邦準備銀行に全額返済

米国財務省の保有持分は AIG 普通株式と交換

米国財務省による AIG 株の保有は経時的に終了する予定

AIG は確かな経済力を持つ企業に

ニューヨーク 2011 年 1 月 14 日—アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は本日（注：ニューヨーク時間 1 月 14 日。以下、本リリースに含まれる時間は断りのない限りすべてニューヨーク時間で表示）、米国財務省、ニューヨーク連邦準備銀行（「NY 連銀」）および AIG クレジット・ファシリティ・トラスト（「本トラスト」）と、既に発表された資本再構成計画を実行に移したことを発表しました。同計画には、NY 連銀クレジット・ファシリティに基づく約 210 億ドルの借入の完済および複数の枠組みで行われていた公的支援を普通株式による支援という形に転換することが含まれており、これにより米国財務省は AIG の普通株式の約 92%を保有することになります。AIG は、米国財務省が自己の AIG 株式を、市場の状況に従い、経時的に売却すると予測しています。

AIG の社長兼 CEO であるロバート・H・ベンモシェは次のようにコメントしています。「本日は非常に重要な一日であり、政府と AIG の双方の素晴らしい人たちがたゆまぬ努力を重ねてきたことの証しとして認識されるべきでしょう。本日、AIG は数えきれない人々の支援のもと、NY 連銀に完済するという、かつては多くの人々に不可能と思われていた偉業を成しうることができました。そして今、私たちは、最大株主である米国財務省を含む、全ての利害関係者の利益のために、強固な事業成果をあげることに引き続き注力していきます。私たちは 2008 年の金融危機の際に米国納税者から受けた多大な支援に対する感謝の気持ちとともに、納税者の皆さんが、AIG への投資によって今後も利益を実現できると確信し続けています。

本日はまさに新しいスタートとなります。私たちは、自立し、市場の期待に応えていかなければならないことを認識しています。これは私たちが以前から取り組んできたことです。事業の安定化、契約の維持、営業の活性化、販売パートナーとの関係の改善、従業員の離職率の通常レベルへの回復など、過去 2 年間の私たちの成功に基づき、私たちは米国納税者を含む全ての利害関係者の皆さんに対し、長期的な価値を引き続き提供していくことができると確信していますし、私たちの行動を通して投資者の信頼に値する企業であることを実証していきます。」

本プレス・リリースに含まれている記述（特に、米国財務省による AIG 普通株式の売却の時期を含む）には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる記述は、歴史的な事実を述べるものではなく、将来における事象に関する AIG の予測を表したものに過ぎず、その多くは、性質上、本質的に不確実なものであり、米国財務省による売却の時期および規模を含め、AIG のコントロールを超えるものです。実際に生じる結果は、これらの記述が示す将来の結果から（場合によっては大きく）異なる可能性があります。将来の見通しに関する記述と実際の結果との間に、（場合によっては大きな）差異を生じさせる要因は、いずれも SEC に提出された、2010 年 9 月 30 日に終了した四半期についての様式 10-Q、2010 年 6 月 30 日に終了した四半期についての様式 10-Q および 2010 年 3 月 31

日に終了した四半期についての様式 10-Q の、Part I, Item 2 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part II, Item 1A "Risk Factors"、AIG の 2009 年 12 月 31 日に終了した年度についての様式 10-K におけるアニュアル・レポートの Part II, Item 7 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part I, Item 1A "Risk Factor" (2010 年 3 月 31 日に提出された様式 10-K/A の Amendment No. 1、および 2010 年 8 月 24 日に提出された様式 10-K/A の Amendment No. 2 を含む)、ならびに 2010 年 12 月 8 日に提出された様式 8-K による AIG の臨時報告書に記載されています。

(注：以下は日本の実質株主における取扱いについての注記である。) 当社は、米国のデポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を通じて実質株主の代理として保有を行う仲介機関に対して発行されたワラント(すなわち当社の株主名簿上に記載されている以外の日本の実質株主に対して発行されたワラント)の割当のうち、株式会社証券保管振替機構における外国株券等保管振替決済制度上の実質株主に対する割当については、当該制度に基づいて取り扱われる(ニューヨーク証券取引所における売却を含むがこれに限られない)こととなることを認識しております。なお、当該ワラントの詳細については、当社が、2011 年 1 月 7 日および同月 13 日に東京証券取引所に対して開示した「AIG の取締役会は、資本再構成計画に関連して、配当としてのワラントの発行を承認」とのリリースおよび「AIG は、配当としてのワラントの発行のための条件が成就したことを発表」とのリリースをご参照ください。